

2011-03-23

【NITEケミマガ】NITE化学物質管理関連情報 第37号
2011/03/23配信

本メールマガジン【NITEケミマガ】(NITE化学物質管理関連情報)は、化学物質管理に関連するサイトの新着情報、報道発表情報等を配信するサービスです。

原則として、毎週水曜日に配信いたします。

なお、本メールマガジンは平成22年度独立行政法人製品評価技術基盤機構委託業務として、みずほ情報総研株式会社に記事作成を委託しております。

ご連絡先： chem-manage@nite.go.jp

----- 3/16~3/23までの更新情報 -----

●お知らせ

【2011/03/23】

- ・電気設備法定年次点検に伴い、以下の時間CHRIPが利用出来なくなります。

3月26日(土) 8:00~20:00

●製品評価技術基盤機構(NITE)

【2011/03/15】

- ・平成23年度PRTR届出に関する情報を公開しました。
→ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/notify.html>

標記情報を公開しました。

【2011/03/15】

- ・化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR届出書を作成するための「PRTR届出作成支援プログラム」に関する情報を公開しました。
→ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/shien.html>

PRTR届出作成支援プログラム(バージョン 1.00.0)に一部不具合が見つかったため、現在改修を行っております。改修版プログラム(バージョン 1.00.1)は平成23年3月22日(火)に公開する予定です。

【2011/03/16】

- ・平成18年度に関係省庁連絡会議が実施した約1500物質について軽微な修正を行いました。

- ・正誤表
→ http://www.safe.nite.go.jp/ghs/pdf/ghs_seigo_110301.pdf
- ・修正後エクセルファイル
→ http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_download.html

分類結果に対する正誤表(軽微な修正)を公表しました。

●官報情報

【2011/03/15】

- ・厚生労働省令「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二)」
→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110315/20110315g00051/20110315g000510001f.html>

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部改正する省令が定められた。

【2011/03/15】

- ・厚生労働省告示「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働五二)」
→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110315/20110315g00051/20110315g000510003f.html>

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)が一部改正された。

【2011/03/16】

- ・政令「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二一)」

2011-03-23

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110316/20110316h05516/20110316h055160003f.html>

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)附則第一条の規定に基づき、政令が制定された。

【2011/03/16】

・政令「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(二二)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110316/20110316h05516/20110316h055160003f.html>

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第四項及び第二十八条第一項の規定に基づき、政令が制定された。

【2011/03/16】

・環境省令「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令(環境三)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110316/20110316h05516/20110316h055160004f.html>

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等を一部改正する省令が定められた。

【2011/03/22】

・環境省告示「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境一五)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110322/20110322h05519/20110322h055190006f.html>

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成十八年十二月環境省告示第百四十三号)が一部改正された。

【2011/03/22】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件(厚生労働・経済産業・環境一)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110322/20110322g00056/20110322g000560019f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第五項の規定に基づき、新たに第二種監視化学物質が指定された。

【2011/03/22】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定した件(厚生労働・経済産業・環境二)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110322/20110322g00056/20110322g000560021f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十九号)の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質が定められた。

【2011/03/22】

・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定に基づき化学物質を第三種監視化学物質として指定した件(経済産業・環境一)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110322/20110322g00056/20110322g000560024f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第六項の規定に基づき、新たに第三種監視化学物質が指定さ

れた。

●厚生労働省

【2011/03/15】

- ・ [平成23年 3月15日食安発0315 第1号]食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(エトフェンプロックス、グルホシネート、シアゾファミド、5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジン)
- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/110315-1.pdf>

標記資料が掲載された。

【2011/03/15】

- ・ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の開催中止について
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000014s6r.html>

3月25日に開催が予定されていた標記会合の開催が中止された。

【2011/03/15】

- ・ 「「食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)」及び「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」の一部改正(5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンの指定)に係る意見の募集について」に寄せられた御意見等について
- <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100213&Mode=2>

2010年10月19日から2010年11月17日まで行われた標記の意見募集の結果が公表された。

【2011/03/15】

- ・ 「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正(食品中の農薬の残留基準設定)」に関する意見の募集について寄せられた御意見について

- ・ エトフェンプロックス
→ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100210&Mode=2>
- ・ シアゾファミド
→ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100212&Mode=2>
- ・ グルホシネート
→ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100211&Mode=2>

2010年10月19日から2010年11月17日まで行われた標記の意見募集の結果が公表された。

●環境省

【2011/03/14】

- ・ 平成21年度 大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果)
- <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13597>

大気汚染防止法に基づき実施されている有害大気汚染物質の大気環境モニタリングの平成21年度の調査結果が取りまとめられ、公表された。調査対象物質は21物質。

【2011/03/14】

- ・ 「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」について
- <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13595>

「今後の水環境保全に関する検討会」において「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」が取りまとめられた。これからの目指すべき方向、望ましい水環境像や保全の目標、そして今後の取組についての考え方が示されると共に、今後の取組に当たって考慮すべき事柄として4つの観点が提案されている。

【2011/03/16】

- ・ 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び意見の募集

2011-03-23

(パブリックコメント)の結果について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13613>

「大気汚染防止法施行規則」、「水質汚濁防止法施行規則」等の一部を改正する「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成23年4月1日から施行される。また、1月24日から2月22日までの間に実施された「大気汚染防止法施行規則及び水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果が公表された。

【2011/03/17】

・ 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】に対する意見募集(パブリックコメント)について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13617>

3月17日から4月16日までの間、標記の意見募集が行われる。なお、この度の意見募集は、2月22日から3月23日まで実施された意見募集の追加として行うもの。

●安全衛生情報センター

【2011/03/17】

・ GHSモデルMSDS情報を34件追加しました。

→ http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/gmsds_index_201103_03.html

●欧州化学品庁(ECHA)

【2011/03/18】

・ News Alerts: Public consultation on SEAC's draft opinion on restricting the use of dimethylfumarate in articles

→ http://echa.europa.eu/news/na/201103/na_11_11_public_consultation_restriction_of_dmfm_en.asp

ECHAは、アーティクル中フマル酸ジメチルの使用制限に関するSEACの意見案に関するパブリックコンサルテーションを開始した。コメント提出期限は5月17日まで。

【2011/03/15】

・ ECHA calls for information to avoid unnecessary animal testing

→

http://echa.europa.eu/consultations/test_proposals/test_prop_cons_en.asp?consultations_status=current

ECHAは、不必要な動物試験を回避するため、アクリル酸イソオクチル等14物質に関する情報を要請した。提出期限は、4月29日まで。

●US EPA

【2011/03/16】

・ EPA Proposes First National Standard for Mercury Pollution from Power Plants / Mercury and air toxics standards represent one of strongest health protections from air pollution since passage of Clean Air Act

→

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/eef922a687433c85257359003f5340/55615df6595fbfa3852578550050942f!OpenDocument>

米国EPAは、発電所から排出される水銀に対し、初の排出基準値を提案した。

●アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)

【2011/03/15】

・ 「製品含有化学物質情報の伝達書式に関する実務者講座」開催中止のご連絡

→ http://www.jamp-info.com/information/20110315_inf

3月17日(木)に開催予定の「製品含有化学物質情報の伝達書式(JAMP MSDSplus・AIS)に関する実務者講座」が中止された。

【NITEケミマガ】をご利用いただきまして、ありがとうございます。

2011-03-23

- 【NITEケミマガ】のバックナンバーは、下記HPをご覧ください。
→ <http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/chemimaga.html>
- 配信停止をご希望の方は、以下のURLをクリックして下さい。
→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_del.html
- 配信先e-mailアドレスの変更をご希望の方は、以下のURLをクリックして
配信停止手続をしていただき、新たに配信登録をお願いします。
配信停止→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_del.html
配信登録→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_01.html
- ご意見・ご感想・ご要望等は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。
chem-manage@nite.go.jp

- ・【NITEケミマガ】の転送、複写は、読者の組織内に対し全文の転送、複写をする場合に限り、自由に行って頂いて構いません。
- ・組織外への公表・転送、商用利用等につきましては、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。
→ chem-manage@nite.go.jp
- ・発行元：独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター
- ・記事作成元：みずほ情報総研(株) 環境・資源エネルギー部 環境リスクチーム